厚生労働省告示第四百六十号

規 す 人 保 則 る 保 並 基 健 険 び 準 法 医 に の 療 昭 規 機 療 担 和 定 関 基 五 に 及 + 準 ょ び に 八 保 る 基 年 医 険 づき 厚 療 医 生省告示 並 療 厚生労 び 養 担 に 当 入 第 院 働 規 大臣 +時 則 四 食 号) が 昭 事 定 療 和三十二年 第 め 養 五 費 る 及 掲 条 び 示 の 事 特 兀 厚 生 項 第 定 等 省 療 項 令第十五 養 平 の 費 成 規 に + 定 係 号) 四 に る 年 基 療 づ 厚 第 養 生労働 き、 五 の 条 取 の 療 扱 省告示 担 匹 61 規 第 及 則 び 第 項 及 担 九 及 7 X 十九 薬 に び 担 関 老

平成十五年十二月二十六日

号)

の

部

を

次 の

ように改正

ŕ

平

成

十六年

一月

ー 日 か

ら適

用

する。

厚生労働大臣 坂口 力

第三の十の次に次のように加える。

+ 薬 品 使 の 薬 用 薬 事 法 剤 に の 基 薬 づ 価 < 承 薬 認 価 に 基 準) 係 る 用 平 法 成 + 用 匹 量 年 厚 効 能 生 労 又 は 働 省 効 告 果 لح 示 異 第 な 八 十七 る 用 号) 法 に収 用 量 載 さ 効 能 れ 又 て は 61 効 る 果 医

- 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 61 て、 当 該 医 薬 品 の 投 与 を 適 切 に 行うことの で きる体 制 が 整 つ て しし る
- ものとする。

に

係

る

投

与

に

関

す

る

基

準

 \equiv 該 診 療 は、 患 者 ^ の 情報提供を前提とし、 患者の自由な選択と同 .] 意 が なされ たもの に 限 5

れるものとする。

第六中「(平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号)」 を削る。